

知多市家庭系収集ごみ有料化基本計画（案）の概要

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量と資源回収量の現状

- ・家庭系ごみの排出量は、近年、横ばい状態（減量が進んでいない状況）
- ・1人1日当たり排出量648g → 県内自治体の平均より100g多い（県内市では最下位）※ 平成24年度愛知県一般廃棄物処理事業実態調査から算出
- ・資源回収量は年々減少
- ・家庭系ごみには再生可能な紙類、ペットボトル、飲料缶等が多く混入

(2) ごみ処理費用の現状

- ・ごみ焼却施設が稼働から11年が経過し、修繕費等の維持管理費用が大幅に増加
- ・平成25年度の家庭系ごみの処理費用は約11億3千万円（事業系ごみを含むと約14億5千万円）

(3) ごみ処理の課題

- ・ごみの減量と資源化の推進
- ・ごみ処理の費用負担の公平性
- ・増大するごみ処理費用

「第3次循環型社会形成推進基本計画」の指標と数値目標
(平成25年5月31日閣議決定)
家庭から排出される1人1日当たりのごみの量を
平成32年度を目標年次として、平成12年度比で
約25パーセント減(約500g)にすると設定

2 家庭系収集ごみ有料化の目的と効果

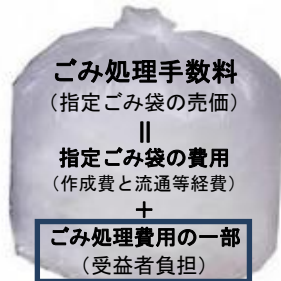
〔有料化の仕組み〕

家庭の日常生活から排出されるごみを適正に処理するための費用の一部を、排出量に応じて手数料として、直接、市民に負担を求める仕組みです。

<現在>



<家庭系収集ごみ有料化>



- ・指定ごみ袋を購入する際に、市民が支払う代金が手数料として市の収入になります。
- ・市は販売店等にごみ袋の作成、流通等に掛かる経費を支払います。

〔目的と効果〕

- ・ごみの減量と資源化の推進
- ・ごみに対する意識の向上
- ・負担の公平性の確保
- ・ごみ処理費用の削減と財源の確保

循環型社会及び低炭素社会づくりへの寄与

3 家庭系収集ごみ有料化の制度内容

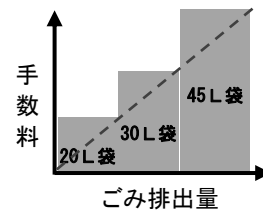
(1) 有料化の対象

「可燃物」と「不燃物」とします。

(2) 手数料負担の仕組み

- ・賦課方式は **排出量単純比例型** が適当であると考えます。
- ・徴収方法は **指定ごみ袋制** が適当であると考えます。

排出量単純比例型のイメージ



(3) 手数料の設定

平成23年度から25年度までの家庭系収集ごみの処理費用と処理量の平均値から、市民が負担するごみ1リットル当たりの処理手数料を1.5円とした場合の負担割合（受益者負担割合）は約25パーセントとなります。

指定ごみ袋の1枚当たりの手数料（消費税込みの販売価格）の例

袋の種類 手数料	20L袋	30L袋	45L袋	備考
1.5円/L	30円	45円	67.5円	
1.2円/L	24円	36円	54円	
1円/L	20円	30円	45円	常滑市の例は45L袋を割高とし、50円としている

1リットル当たりの手数料は、周辺自治体の手数料の状況、清掃センターに直接搬入する場合のごみ処理手数料等を勘案して設定する必要があります。

今後、手数料に対する市民の受容性やごみ減量の動機付け（＝インセンティブ）としての有効性を考慮し、指定ごみ袋の容量の選定も併せて、広く市民の理解が得られるように設定します。

(4) 手数料の免除

家庭系収集ごみ有料化は全ての市民に負担を求めるものであることから、手数料を免除する場合には、その対象等について慎重に考える必要があります。

努力による排出量の削減が困難なごみについては、費用負担の公平性から配慮が必要です。（乳幼児、高齢者、障がいのある方が利用する紙おむつ等）

(5) 手数料収入の使途

家庭系収集ごみ有料化に伴う手数料収入は、ごみ処理と資源化に要する費用や新たな施策のための財源として活用します。

(6) 実施スケジュール

家庭系収集ごみ有料化の実施には、パブリックコメント（意見公募手続）での市民の意見を踏まえて基本計画を策定した後、詳細な実施計画の作成、条例改正手続を始め、市民への説明会、周知等が必要なため、十分な準備期間を確保します。

したがって、家庭系収集ごみ有料化の実施は、平成29年度を予定しています。



4 ごみの減量と資源化の推進施策等

家庭系収集ごみ有料化に併せ、ごみ減量と資源化に効果的な施策を実施します。実施に伴い発生が予想される、不法投棄、野焼き等の対策強化を図ります。

5 家庭系収集ごみ有料化の周知

家庭系収集ごみ有料化の実施には、目的、制度等についての市民の理解と協力が不可欠なため、説明会、広報活動等によって積極的な周知を行うとともに、実施後はごみ減量の成果とその評価、環境に与える効果等も分かりやすく伝えます。